

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

## 2018年專利審查基準改正重点

### 一、專利審查基準「第二篇發明特許実体的審査第十一章特許権期間延長」改正、且つ2018年4月1日より発効

專利審查基準第二篇第十一章「特許権期間延長」改正の重点は以下の通りである。:

- (1) 専用実施権者を延長出願者とする場合、当局への専用実施権許諾登記に限らない。
- (2) 初回許可証所有者の認定を緩和。
- (3) 初回許可証の所有者が実施権者である場合、延長出願者は出願時に許諾を完了した事実の証明書類を添付して提出しなければならないが、それらの許諾は当局へ許諾登記を完了したものに限らない。
- (4) 初回許可証の有効成分認定は、薬品の有効成分を基準とすべきで、薬理作用がある部分（自由態）ではない。
- (5) 原料薬、農薬原体の許可証は、初回の許可証ではないと明文で定める。
- (6) 特許出願範囲と初回許可証の関連性の判断について、叙述の対応関係を包含関係に改め、且つ関連説明及び拡張例示を修正する。
- (7) 国外臨床試験の終始日をICH規定（International conference on harmonization of technical requirements for registration of pharmaceuticals for human use）の臨床試験報告書で定義する試験開始進行期日（study initiation date）及び試験完了期日（study completion date）と一致させることを明確化。
- (8) 国外試験による出願延長に国外延長許可証明書類があるべきとの規定を削除（特許権期間延長承認弁法に合わせて第5条第2項、第7条第2項規定改正を削除する予定）。
- (9) 現行農薬の実施は公告日より効力が生じるので、農薬登記申請の審査期間の最終日を農薬許可証に記載の証明発行日に修正。
- (10) 国内外農地試験は各項試験に必須な時間の最も長いものを基準としない（特許権期間延長承認弁法に合わせて第6条第3項規定改正を削除する予定）。
- (11) 「情報が許可証取得の基準と一致しないため」の、許可証取得期間の中断または遅延の発生は、出願者の責に帰す不作為期間であるとの規定を新設。
- (12) 農薬の「使用方法及びその範囲」の許可公告日から農薬登記申請者による書類完備登記処理期間までは、出願者の責に帰す不作為期間であるとの規定を新設。
- (13) 学術用臨床試験を検査登記用臨床試験に転換する場合、当該学術用臨床試験の開始日を国内臨床試験の初日とすることができると明文化。
- (14) 専利法第53条に定められている特許は一回延長するだけで、初回許可証により一回延長するだけであるとの規定違反に関する処理原則を明文化。
- (15) 査定許可書の記載方式を明文化。

### 二、專利審查基準「第一篇手続審査及び特許権管理」第二章の特許出願書、第七章の優先権

及びグレースピリオド、第八章の生物材料寄託、第十章の修正、第十三章の分割及び変更、第十四章の申請規費、第十五章の送達、第十七章の特許権の取得及び維持、第十八章の特許権の存続期間の延長の改正、且つ2018年11月1日より発効

「台英特許手続の生物材料寄託相互協力作業要点」の実施、「専利審査基準第二篇發明特許実体的審査第十一章特許権期間延長」の改正及び特許出願書類の準備すべき数量の調整に合わせ、また、現行実務作業内容について、例えば二重出願、国際優先権証明書類等を更に明確に説明し、出願者の根拠とするため、専利審査基準「第一篇手続審査及び特許権管理」第二章、第七章、第八章、第十章、第十三章、第十四章、第十五章及び第十八章関連規定を改正する。

### 三、専利審査基準「第二篇發明特許実体的審査第十四章生物関連發明」改正、且つ2019年1月1日より発効

専利審査基準第二篇第十四章「生物関連發明」の重点は以下の通りである。:

- (一) 進歩性の特定態様及び進歩性論述の改正、13点案例説明の新設。
- (二) 一部章節の構造を調整、関連規定を明確化及び若干の文字を修正。
  - 1、重複の内容の削除または簡素化。
  - 2、実務でよく見られない例示の削除、またよくある例示の新設。
  - 3、実体的審査と関連しない記載の削除。
  - 4、実務審査のよくある問題に合わせた説明内容の新設。
  - 5、事例修正。
  - 6、審査基準の他の章節と一致しない文字段落の削除。
  - 7、論述の明確化、且つ実務審査と一致させるため、全文若干の文字を修正。

### 四、専利審査基準「第二篇發明特許実体的審査第四章發明單一性」改正、且つ2019年1月1日より発効

専利審査基準第二篇第四章「發明單一性」改正の重点は以下の通りである。:

- (1) 發明單一性の判断手順は、先ず各独立項に記載の發明の間に明確に發明單一性がないかについて判断する。もしそうであれば、出願案に發明單一性がなく、もしそうでなければ、先行技術を検索しなければならない。原則的に、請求項1に記載の發明から検索し、当該發明に特別な技術特徴があるかについて判断し、更に他の独立項の發明に当該特別な技術特徴または当該特別な技術特徴が対応する特別な技術特徴があるかについて判断し、もしそうでなければ、出願案には發明單一性がなく、もしそうであれば、出願案に發明單一性がある。
- (2) 明確に出願案の單一性の審査を規定する場合、原則的に少なくとも一独立項とその従属項で構成される請求項グループを審査対象にしなければならない。
- (3) 一部章節の構造を調整し、関連規定を明確化し、例示を事例形成に書き換え及び若干の文字を修正。

資料出所：知財局公布

専利審査基準の関連情報及び内容

知財局サイト-特許法改正エリア参照 (<https://www.tipo.gov.tw/np.asp?ctNode=6703&mp=1>)

## 2017年専利審査基準改正重点

### 台湾知財局が「専利無効審判審査基準」、「専利グレースピリオド審査基準」、「専利進歩性審査基準」を改訂（専利とは、特許、実用新案、意匠の総称）

#### 一、 専利審査基準「第二篇特許の実体審査第九章の訂正」、「第五篇無効審判審査第一章専利権の無効審判請求」が改訂され、2017年1月1日より発効

「専利無効審判審査基準」の改訂ポイント

- (1) 無効審判に伴う訂正時に例外的に取下げと見なさない状況の審査基準の新設
- (2) 二重出願で釈明権を行使できる事項の審査基準の新設
- (3) インターネット及び外国語証拠調査の審査基準の新設
- (4) 職権による審査事項事例の削減

#### 二、 専利審査基準「第一篇手続き審査及び専利権の管理」第二章出願の願書、第四章代理人、第七章優先権及びグレースピリオド、第十三章分割変更出願；「第二篇特許の実体審査第三章特許要件」第4節新規性又は進歩性喪失の例外、「第三篇意匠（設計専利）の実体審査第三章意匠要件」第4節新規性又は創作性喪失の例外が改訂され、2017年5月1日より発効

「専利グレースピリオド審査基準」（第二篇第三章第4節 新規性又は進歩性喪失の例外）の改訂ポイント

- (1) 特許及び実用新案のグレースピリオドを現行の6ヶ月から12ヶ月に改訂
- (2) グレースピリオドを適用できる公開事由の緩和：  
公開事由には「出願人の本意による公開」及び「出願人の本意による公開ではない」という二つの状況がある
- (3) 公開態様を制限しない（専利公報を除く）
- (4) 専利出願人は出願時に同時にグレースピリオドを主張しなければならないとの規定の削除
- (5) 4.4「専利公報における公開」、4.7「新規性又は進歩性喪失の例外的審査」及び4.8「審査注意事項」の審査基準の新設。意匠のグレースピリオド審査基準については、グレースピリオドが6ヶ月のままであることを除き、その他は全て特許審査基準内容を参照して改訂された。

#### 三、 専利審査基準「第二篇特許の実体審査第三章特許要件」第3節進歩性が改訂され、2017年7月1日より発効

「専利進歩性審査基準」（第二篇第三章第3節進歩性）の改訂ポイント

- (1) 該発明の技術分野で通常の知識を有する者を複数の人とすることができる状況の審査基準の新設
- (2) 進歩性の判断ステップにおける、各ステップの内容説明及びステップ5の判断フローチャートの追加
- (3) 現行基準3.4と3.5の内容を整理合併し、ステップ5の判断を充実させた
- (4) 3.4.1「動機があり、明らかに複数の引例を結合できる状況」、3.4.2「動機を考慮せずとも、明らかに複数の引例を結合できる状況」、3.4.3「進歩性判断のその他考慮点」及び3.4.4「進歩性の補助的判断要素」等の審査基準の新設とともに、事例が拡充された。

資料出所：知財局公布

専利審査基準に関する情報及び内容は、知財局ウェブサイト-専利修法専区をご参照ください (<https://www.tipo.gov.tw/np.asp?ctNode=6703&mp=1>)。



# 台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

---

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2019 TIPLo, All Rights Reserved.

